

京都府国民健康保険団体連合会 総会 議事録

- I 開催日時 令和4年7月29日(金) 午後2時00分～午後2時55分(Web会議方式)
- II 開催場所 京都府国保連合会 6階 テレビ会議室
- III 出席者数 会 員 38名(代理及び委任状含む)
事務局 8名
- IV 付議事項

【議決事項】

- 議第13号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告
- 議第14号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算
- 議第15号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算
- 議第16号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算
- 議第17号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出決算
- 議第18号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 議第19号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算
- 議第20号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 議第21号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算
- 議第22号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算

【報告事項】

(令和3年度分)

- 報告第5号 専決処分に付した令和3年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第4号)の報告
- 報告第6号 専決処分に付した令和3年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算(第2号)の報告
- 報告第7号 専決処分に付した令和3年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第3号)の報告

報告第 8 号 専決処分に付した令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・
特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）の報告

（令和 4 年度分）

報告第 1 号 専決処分に付した令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入
歳出補正予算（第 1 号）の報告

【その他】

- ・ 国に財政措置を求める国保中央会による決議について

V 議事内容

（理事長挨拶）

みなさん、こんにちは。理事長を仰せつかっております、京丹後市長の中山でございます。一言、総会開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、Web 会議方式でございまして、会員の皆様方には、ご多忙の中にもかかわりませずご出席を賜りました。誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から、弊会の事業運営にご理解とご協力を賜っておりまして、この場をお借りして、重ねて御礼申し上げます。

さて、後程、事務局から事業等のご報告を申し上げますが、令和 3 年度におきましては、国民健康保険や後期高齢者医療における診療報酬の審査支払等の通常の業務に加えまして、社会全体でコロナ対策が求められる中、新型コロナウイルスワクチン接種費用や介護サービスの事業所等に対する新型コロナウイルス感染防止対策支援費の請求支払業務といった臨時的な業務も加わり、円滑に実施できているところでございます。

また、懸案となっておりました国保総合システムの更改費用に対する国の補助金につきましても、4 年度分の更改費用に対して約 54 億円が措置されたところでございます。

今後、5 年度分の更改費用に対する補助金の確保に向けまして、要望行動を進めて参りますので、この間のご尽力に感謝申し上げますとともに、皆様方の引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会では、令和 3 年度の事業報告や各会計決算につきまして、ご承認をお願いしておりますほか、介護職員等の賃金月額を一人平均 9,000 円上げるための介護職員等処遇改善支援事業費の請求支払業務のための専決処分を行ったところでございまして、当該補正予算等のご報告をさせていただきます。

Web 会議方式による総会のため、会員の皆様方にはご不便をおかけすることもあろうかとは思いますが、十分にご審議を賜りますよう心よりお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

次に、本通常総会の議長選任について、いかなる方法で選出すればよろしいでしょうか。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご発言もないようですので、事務局の私より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

ご異議がございませんので、議長は京都府薬剤師国民健康保険組合 松井理事長をお願いいたします。

それでは、松井理事長よろしくをお願いいたします。

— 議長による議事の進行 —

(議長)

ご指名によりまして、議長を務めさせていただきます。

本日の総会が円滑に運営できますよう、会員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

議事に入ります前に、本日の通常総会の議事録署名人につきまして、慣例により議長より指名させていただいてよろしいか。ご異議のある方は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

大山崎町の前川町長、笠置町の中町長、お二人をお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

議決事項の議第 13 号「令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第 13 号 令和 3 年度国保連合会事業報告について、ご説明致します。

議案書の 3 頁をお開き願います。

「1 はじめに」でございます。

一つ目の○に記載のとおり、3 年度においては、診療報酬や介護給付費及び障害介護給付費の審査支払等の通常業務に加えて、新型コロナワクチン接種費用や介護サービス事業所等に対する新型コロナウイルス感染防止対策支援費の請求支払業務といった臨時

的な業務についても、限られた人員の下で円滑な実施に努めて参りました。

二つ目の○へまいりまして、6年4月に更改予定の診療報酬の審査支払の基幹システムである国保総合システムについては、クラウド化やシステムの一部を社会保険診療報酬支払基金のシステムと共同で利用することを国から求められ、システム更改費用が多額に上り、財源の確保が課題となっておりますが、地方六団体等のご支援の下、4年度分の更改費用に対して約54億円の国補助金が措置されており、今後は、5年度分の補助金確保に向けて要望を行って参ります。

また、三つ目の○のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求支払業務については、一部の市町村から住所地内接種に係る費用の請求支払業務も受託しており、支払費用額は約60億円に上っております。

このほか、四つ目の○のとおり、3年度においては、外部監査の指摘を受けて、一般競争入札制度を導入したほか、国保総合システムの更改に合わせて、弊社独自の業務処理を行う外付けシステムをスリム化するための業務の見直しを進めました。また、個人情報情報の適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者に付与されるプライバシーマークについて、付与適格性審査の結果、引き続き付与されることが決定したところであり、今後とも、保険者等の皆様方のご理解とご協力の下、経費の節減や個人情報情報の保護にしっかりと取り組み、円滑な業務運営に努めて参ります。

4頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 令和3年度における主な取組」でございます。

はじめに、(1) オンライン資格確認の実施については、一つ目及び二つ目の○をご覧いただき、半導体不足等の影響から運用開始が遅れましたが、レセプトを正しい資格情報へ振替えるレセプト振替分割機能も含めて、3年10月から本格運用がはじまっております。

また、三つ目の○のとおり、弊社においては、その円滑な実施に向けて、加入者情報の精査とともに、医療機関向けリーフレットの配布や保険者向け説明会の開催などに取り組みました。

国におきましては、四つ目の○のとおり、5年3月末までに概ね全ての医療機関等へオンライン資格確認システムを導入することを目指しております。

次に、(2) 訪問看護療養費の電子化でございます。

一つ目及び二つ目の○に記載のとおり、国民健康保険中央会においては、レセプト処理事務の効率化のため、訪問看護療養費の電子請求の5年1月からの実施に向けてシステム等の開発を進めて参りましたが、三つ目の○をご覧いただきまして、マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた「加速化プラン」において、訪問看護におけるオンライン資格確認の在り方を5年3月までに検討するとされたことを受けて、訪問看護療養費の電子請求の実施時期が6年4月に見直されております。

引き続きまして、(3) 診療報酬明細書の審査の判断基準の統一化でございます。

一つ目及び次の頁の二つ目の○を合わせてご覧いただきまして、厚労省、支払基金及び国保中央会が取りまとめた工程表において、審査結果の不合理な差異を解消するため、支払基金と国保連におけるレセプトのコンピュータチェックの整合性を6年4月に確保

するとの目標が定められたことを受けて、国保連では、国保総合システムのコンピュータチェックの内容を4年10月までに全国統一することとしております。

3年度におきましては、三つ目の○のとおり、医科のコンピュータチェックについて全国共通設定が完了し、引き続き、歯科、調剤等の全国共通設定に向けて取り組みを進めて参ります。

次に、(4) 新型コロナワクチン接種費用請求支払業務でございます。

一つ目及び二つ目の○に記載のとおり、弊会では、住所地外の医療機関で接種した費用の請求支払業務を国保連が行うとの国の方針に基づく業務の受託に加えて、一部の市町村から住所地内の医療機関での接種費用の請求支払業務も受託しており、3年度においては、支払額約60億円、支払件数約260万件に上りました。

なお、三つ目の○のとおり、4年度においても円滑な業務実施に努めて参ります。

最後に、(5) 保険者セキュリティシステムの更改でございます。

保険者セキュリティシステムの更改については、半導体不足の影響から機器の調達が1箇月遅延し、3年10月末の更改となりましたが、現行機器の保守期間を一般競争入札により選定した事業者の費用負担により延長して対応しました。

6頁をお開き願います。

「3 令和3年度個別取組」でございます。

6頁から10頁にかけまして、会員の状況や総会、理事会、各種委員会等の開催状況、また、連合会の役員や職員の状況を記載しています。

また、11頁以降では、診療報酬や柔道整復療養費等の審査取扱状況、介護保険等のサービス別審査確定件数と給付額の状況、障害介護給付費の審査確定件数と給付額の状況のほか、第三者行為損害賠償求償事務の処理状況等について記載していますが、時間の関係もあり、個々の取組状況についての説明は省略させていただきます。

令和3年度事業報告のご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、採決に入ることでご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第13号について、原案のとおり承認することに反対の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 13 号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 14 号「令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から議第 22 号「令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までを一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議第 14 号「令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から議第 22 号「令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までは、議案書 239 頁の令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況と題した資料を用いてご説明します。

241 頁をお開き願います。

はじめに、各会計の業務勘定を除いた歳出決算額の状況をご説明します。

なお、業務勘定については、次の頁以降で、収支状況も含めてご説明申しあげます。

まず、一般会計は、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を計理している会計で、3 年度の歳出決算額が前年度を大きく下回っておりますのは、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業等が終了したことによるものでございます。

次に、診療報酬審査支払特別会計でございます。

3 年度から新型コロナワクチン接種費用の請求支払業務をはじめたことから、接種費用の支出金を計上した抗体検査等費用支払勘定が前年度を大きく上回る決算額となっております。また、公費負担医療の支払勘定についても、感染症に係る公費負担の増等により増加しています。一方、診療報酬支払勘定については、各種健康診査や予防接種の費用の支払を抗体検査等費用支払勘定へ移し替えたことなどから、前年度を下回る決算額となっております。また、出産育児一時金等の支払勘定の歳出額は昨年度に引続き減少しています。

なお、融資基金勘定は、2 年度末で廃止しました。

次に、職員退職手当金の歳出決算額 1 億 4,335 万 6 千円は、7 名の職員に対する退職手当金と退職給付引当資産への積立金で、前年度を上回っておりますのは、退職職員数の増によるものでございます。

次の、高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入金を財源として被保険者に高額療養費相当額を貸付けるもので、貸付件数 2 件、貸付額 44 万円となっております。

次に、介護保険事業関係業務特別会計でございます。

3 月分の介護給付費支出金等を翌年度予算からの支出とする会計年度所属区分の見直しを国の通知を踏まえて行ったことから、介護給付費等支払勘定、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定ともに、前年度を下回る歳出決算額となっております。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計については、障害介護給付費、障害児給付費ともに高い伸び率となっており、特に障害児給付費の伸び率 11.4%は、2 年度決算の伸び率 9.6%を上回り、2 年ぶりに 2 ケタの伸び率となっています。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。

後期高齢者医療についても、会計年度所属区分の見直しにより、診療報酬支払勘定の歳出決算額は前年度を下回っています。一方、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定も会計年度所属区分を見直しましたが、感染症に係る公費負担が増加し、前年度を上回る決算額となっています。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計でございます。

特定健診等の費用支出金についても、会計年度所属区分を見直したため、特定健診・特定保健指導等費用支払勘定と後期高齢者健診等費用支払勘定はともに前年度を下回る歳出決算額となっています。

最後に、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計でございます。

損害保険会社等に対する損害賠償求償の件数は前年度に比べて増加したものの、1 件当たり求償額が減となったことなどから、保険者に対する損害賠償金の支払額は、前年度を 5.5%下回っています。

242 頁をお開き願います。

業務勘定の収支状況でございます。

最初に、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定につきましては、繰越金が大幅な減額となるほか、国の円滑運営臨時特例交付金や減価償却引当資産からの繰入金も減となったものの、3 年度から新型コロナワクチン接種事務手数料約 5 億 1,500 万円を収入したことから手数料が増収となったほか、諸収入その他についても、電算機器更改整備負担金の増等により増加したことから、歳入決算額は、前年度を 18.7%上回りました。歳出についても、新型コロナワクチン接種費用請求支払業務の受託に伴いシステム関連経費や業務委託費が増加したほか、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産等への積立金の増加により前年度を 20.4%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度から 1 億 4,691 万 1 千円収支が改善しておりますものの、なお 628 万 3 千円の赤字となっています。

243 頁をご覧ください。

介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

会計年度所属区分の見直しにより手数料が減収となったほか、電子証明書発行手数料受入金の減により諸収入その他が減となったものの、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産等からの繰入金の増等により、歳入決算額は、前年度を 4.7%上回りました。歳出についても、人件費や業務委託費等は減となったものの、介護給付費審査支払システムの運用管理費等のシステム関連経費や ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産等への積立金の増により、前年度を 2.1%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が 814 万 9 千円改善し、839 万 3 千円の黒字となっています。

244 頁をお開き願います。

障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。

手数料に加えて電子証明書発行手数料受入金の増により諸収入その他也増加したほか、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産等からの繰入金や繰越金が増加したことから、歳入決算額は、前年度を15.5%上回りました。歳出についても、人件費は減少したものの、電子証明書発行手数料支出金の増等により一般管理費その他が増加したほか、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産等への積立金等も増加したことから、前年度を17.9%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が763万1千円悪化し、126万5千円の赤字となっています。

245頁をご覧ください。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

ICT等を活用した業務の高度化等積立資産等からの繰入金や電算機器更改整備負担金の増により諸収入その他也増加したものの、会計年度所属区分の見直しにより手数料が減収となったほか、繰越金も減となったことから、歳入決算額は、前年度を2.9%下回りました。一方、歳出については、業務委託費のほか減価償却引当資産等への積立金等が減少したものの、人件費や消費税事業者負担分の増等により一般管理費その他が増加したことから、前年度を1.3%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が2,977万8千円悪化し、赤字額が5,909万4千円に拡大しました。

246頁をお開き願います。

最後に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。

手数料収入のほか繰越金も増加し、歳入決算額は、前年度を20.6%上回りました。歳出についても、業務委託費は減少したものの、人件費のほか、オンライン資格確認システム関連経費や減価償却引当資産への積立金の増等により、前年度を26.5%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が1,135万4千円悪化し、606万円の赤字となりました。

247頁をご覧ください。

積立資産等の状況でございます。247頁から248頁にかけて、4年3月31日現在の積立資産等の状況を業務勘定ごとに取りまとめています。

まず、減価償却引当資産については、電算処理システム等の固定資産の定額法による減価償却費相当額を積立てるもので、3年度はシステムの更改等による多額の取崩しが多かったことから、いずれの業務勘定においても、積立残高は前年度を上回っています。

次の財政調整基金積立資産は、当該年度の手数料収入額の10%を上限として積立てが行えるもので、特定健診・特定保健指導等事業関係業務特別会計の業務勘定を除いて、積立上限額の90%を超える積立てを行っています。

なお、特定健診等の業務勘定においては、新型コロナウイルス感染症に起因する健診控えの影響を受けて収支が悪化し、財政調整基金が枯渇した状況にあります。

次に、電算処理システム導入作業経費積立資産は、電算処理システムを更改した際の

システムの導入作業に要した経費相当額を積立てるもので、3年度はシステムの更改等による多額の取崩しがなかったことから、いずれの業務勘定においても、積立残高は前年度を上回っています。

次に、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産については、元年度から積立てが認められたもので、当該年度の手数料収入額の30%を上限として積立てが行えることとなっています。3年度の実質単年度収支の赤字が約5,900万円に拡大した後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定と、収支状況が悪く積立てを行っていない特定健診等の業務勘定を除いて、積立残高が前年度を上回っています。

次に、248頁の「6 職員退職手当金特別会計」における退職給付引当資産でございます。今後5年間の退職予定者の退職手当金見込額の5分の1を毎年度積立てるもので、3年度においては、退職手当金支給のための取崩額1億1,694万6千円が積立額を上回ったため、積立残高は前年度に比べて9,053万6千円減少しています。

なお、事業運営安定化積立資産は、平成26年度に減価償却引当資産をはじめとする積立資産が制度化される以前に保有していた現金の積立てなどを行っているもので、運用利息のみを積立しています。

249頁をご覧ください。

弊会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しています。

令和4年3月31日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、250頁に記載の資産から負債を差引いた正味財産が前年度に比べて約2億1,800万円の増額となっておりますのは、減価償却引当資産の増等によるものです。

なお、次の251頁には、元年度から3年計画で取り組んだ経常経費のスリム化の取組結果をお示ししております。3年間での節減目標額4,400万円に対して、3年度末での節減額は約4,980万円となっております、目標を達成しております。

令和3年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ここで監査結果の報告を、綾部市 市民環境部長の上原様よりお願いいたします。

(監事：綾部市長)

失礼いたします。

綾部市市民環境部長の上原と申します。よろしくお願いいたします。

綾部市長 山崎善也、宇治田原町長 西谷信夫様、京都市中央卸売市場国民健康保険組合理事長 中川恵司様の3名の監事を代表し、綾部市長 山崎善也の代理で監査結果報告書を読み上げまして監査報告とさせていただきます。

京都府国民健康保険団体連合会規約第28条に基づき、令和3年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、業務は適正に執行されており、また、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。

今後とも業務について、徹底した経費削減の下、効率的かつ効果的な運営を行うとともに、内部監査機能及び資金管理体制の充実・強化を図られたい。

また、災害時の対策や個人情報の保護対策の一層の充実・強化に努められたい。

令和4年7月11日、以上でございます。

(議長)

上原様、ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、採決に入ることをご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第14号から議第22号までについて、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第14号から議第22号までは、原案のとおり承認いたします。

次に、報告聴取に移ります。

報告第5号「専決処分に付した令和3年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第4号)の報告」から報告第8号「専決処分に付した令和3年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)の報告」及び、報告第1号「専決処分に付した令和4年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算(第1号)の報告」の以上5件を一括して、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

「報告第5号 専決処分に付した令和3年度国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第4号)の報告」から「報告第8号 専決処分に付した令和3年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)の報告」及び「報告第1号 専決処分に付した令和4年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算(第1号)の報告」について、以上5件を一括してご説明致します。

なお、これらの補正予算は、総会を招集する暇がなく、国民健康保険法第 25 条第 2 項に基づき、令和 3 年度分の補正予算については、4 年 3 月 25 日付けで、令和 4 年度分の補正予算については、4 年 6 月 15 日付けで、理事の皆様方による専決処分を行いましたので、同条第 3 項に基づき、総会に報告するものでございます。

最初に、令和 3 年度分の補正予算でございます。

恐れ入りますが、資料の 287 頁をお開きいただきまして、参考として添付しております「令和 3 年度国保連合会補正予算(理事専決分)の概要」と標題を付けた資料を用いまして、内容等のご説明をさせていただきます。

まず、報告第 5 号の診療報酬審査支払特別会計は業務勘定の補正で、補正額が 2 億 9,085 万 4 千円、補正後の額が 31 億 7,514 万 1 千円、補正予算の内容は、手数料や繰越金のほか新型コロナワクチン接種費用請求支払業務委託料等の減額分を財源とした、減価償却引当資産をはじめ資料に記載の 4 種類の積立資産への積立てでございます。

次に、報告第 6 号の障害者総合支援法関係業務等特別会計は障害介護給付費支払勘定の補正で、補正額が 2 千万円、補正後の額が 639 億 3,156 万 8 千円、補正予算の内容は、障害介護給付費支出金の補正でございます。

次の頁へ参りまして、報告第 7 号の後期高齢者医療事業関係業務特別会計は業務勘定の補正で、補正額が 8,055 万 7 千円、補正後の額が 13 億 5,036 万 6 千円、補正予算の内容は、繰越金やシステム管理・運用業務等委託料の減額分を財源とした、財政調整基金積立資産への積立てでございます。

最後に、報告第 8 号の特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計は業務勘定の補正で、補正額が 1,310 万円、補正後の額が 6,428 万 3 千円、補正予算の内容は、手数料及び繰越金を財源とした、減価償却引当資産等への積立てや国保中央会負担金の補正でございます。

引き続きまして、令和 4 年度分の補正予算でございます。

恐れ入りますが、資料の 297 頁をお開きいただきまして、「令和 4 年度国保連合会補正予算(理事専決分)の概要」と題した資料を用いまして、内容等のご説明をさせていただきます。

この度の一般会計の補正は、補正額が 34 億 6,928 万 4 千円、補正後の額が 35 億 8,585 万 9 千円で、補正予算の内容は、京都府の委託金を財源として、介護職員等処遇改善支援事業費を補正するものでございます。

この介護職員等処遇改善支援事業費は、介護職員及び障害福祉職員等の賃金月額を一人平均 9,000 円上げるための補助金で、補正予算では、介護職員分として、22 億 8 千万円、障害福祉職員分として、11 億 5,454 万 1 千円を計上しております。また、この他に、弊会の事務費として、3,474 万 3 千円を見込んでおります。

国保連合会の補正予算(理事専決分)の令和 3 年度分及び令和 4 年度分の内容は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、ご了承いただいたものといたします。

以上で議決事項の審議及び報告事項の聴取は終了いたしました。

ここで、事務局から報告があるようですので、聴取いたします。

(事務局：総務課長)

299 頁をご覧ください。

この文書は、公益社団法人国保中央会が、去る 6 月 29 日の定期総会において採択した令和 6 年 4 月に更改予定の国保総合システムの更改経費に対して、昨年につき、国の財政措置を求める決議でございます。

決議の内容は、国保総合システムの更改に際しては、国の規制改革実施計画を踏まえて、クラウドサービスの利用や社会保険診療報酬支払基金の新システムの共同利用を進める必要があることから更改費用が多額に上り、3 年度の補正予算で措置された 54 億円及び国保中央会・全国の国保連合会が準備している財源では不足することから、保険者の皆様方に新たなご負担を生じさせないためにも、5 年度のシステム開発費用に対して、国の財政措置を求めるといふものでございます。

国保中央会では、この決議を基に、厚生労働大臣等へ要請行動を行うこととしており、弊社としても、国保中央会や他の国保連合会と連携し、国補助金の確保に向けて取組を続けて参ります。

決議についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問もないようですので、これをもちまして通常総会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。また、円滑にすべての審議が終了できましたことを重ねてお礼申しあげまして、議長を退任させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

(事務局)

松井理事長 ありがとうございました。

閉会にあたりまして、鎌田副理事長からご挨拶を申し上げます。

(鎌田副理事長挨拶)

副理事長を仰せつかっております、京都芸術家国民健康保険組合の鎌田でございます。通常総会の閉会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、会員の皆様方には大変お忙しい中にもかかわらず、総会にご出席いただき、全ての議案をご承認賜りましたことに厚く御礼申し上げる次第でございます。

令和3年度の事業報告にもございましたように、外部監査の指摘を受けまして、3年4月から一般競争入札制度を導入致しますとともに、国保総合システムの更改に合わせまして、弊社独自の業務処理を行う外付けシステムをスリム化するための業務の見直しにも努めて参りました。

なお厳しい財務状況の下、引き続き、業務の効率的、効果的な実施に努めて参りますので、会員の皆様方には力強いご支援を賜りますようお願い申しあげ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。